仕様書

1. 件名

平成31年度「東京手仕事」プロジェクト普及促進 テストマーケティング運営業務委託

2. 事業目的

(公財) 東京都中小企業振興公社(以下、「公社」という)では、伝統工芸の技術を活かしながら、東京の伝統工芸品職人とデザイナー等が1年間の共同制作により新しい商品を開発する「商品開発」と、その翌年以降の2年間、開発商品等を広く国内外にPR するとともに、テストマーケティング等を通じて商品の改善や販路開拓等を支援していく「普及促進」を両輪とする「東京手仕事」プロジェクトを実施している。

尚、当業務委託履行については、以下に掲載する当事業公式ホームページを参照し、 事業理念などを踏まえて実施にあたることとする。

「東京手仕事」公式サイト

ブランドサイト : https://tokyoteshigoto.tokyo/

参加事業者サイト: http://tokyo-craft.jp/

3. テストマーケティングの定義

本業務委託に於ける「テストマーケティング業務」とは、新たに開発した商品をリアル店舗で販売することを通じて、(1)商圏・売場カテゴリー別、購入ターゲット別及び販促手法別の販売状況の定量データ収集及び分析、(2)購入・非購入者属性、購入動機及び購入阻害要因等の定量データ収集及び分析、(3)定性調査(購入ターゲット別座談会/FGI=Focus Group Interview(以下、「FGI」という))を実施し、対象商品別の最適な 4P(Product/Price/Place/Promotion)の発見及び販売拡大を目的とする市場調査と定義する。

4. テストマーケティング対象商品の定義

「テストマーケティング対象商品」は、平成30年度開発商品10商品程度とする。 なお、テストマーケティング実施売場においては、テストマーケティング対象商品の ほか、それ以外の「東京手仕事」支援商品についても、公社及び実施売場と協議のう え、併売することとする。

- 5. テストマーケティング業務委託内容
- (1) テストマーケティング実施売場の装飾、施工、VMD業務
- ① 「東京手仕事」プロジェクトのビジュアルイメージを踏襲した装飾施工、VMD 展開をすること。尚、「東京手仕事」のブランドステートメント、ブランドガイドライン及びク

- リエイティブ素材に関しては、受託者に別途配布する。
- ② 売場の装飾施工は、過去の施工事例・レベルを踏襲できる品質とすること(過去の売場の装飾施工事例は別紙 1 を参照)。なお、受託者は、事前にパースを公社に提出し、承認を得た上で施工制作を進めること
- ③ 商品の魅力を最大限引き出す最適な什器、サンプル品(食品等)、POP 類を活用した売場作りを行うこと。なお、商品展示台は化粧板仕上げとすること
- ④ 売場の装飾施工作業は、各売場において会期前日の閉店後に開始し、同日に完了しなかった場合には、会期開始日の開店前に作業し、完了すること
- ⑤ 売場より、装飾施工作業を行わせる事業者の指定があった場合には、公社に確認し、 承認を得た上で当該指定事業者に装飾施工作業を依頼すること
- (2) テストマーケティング対象商品の商品・売上管理業務
- ① 事業者への出品依頼、納品確認、検品、店頭在庫の補充・管理、商品の売場への搬入・ 搬出の管理、出品事業者への返品作業及び出品事業者への連絡・確認を行うこと。尚、 商品の売場からの搬出及び出品事業者への返品にかかる運送費は受託者負担とする。
- ② 会期開始日の開店前までに、商品への値札・バーコード貼付、プライスカードの準備、 POP 類制作・設置及び商品特性に応じた什器等の手配を行うこと
- ③ 商品の破損のリスクを最大限低下させる保険に加入すること
- ④ 「6. (2) 平成 31 年 (2019 年) 8 月 14 日~27 日 (14 日間)」および「6. (3) 平成 32 年 (2020 年) 1 月 10 日~2 月 9 日 (31 日間)」においては、テストマーケティング実施売場が委託販売を行うため、受託者は予め商品の出品事業者に代わって、テストマーケティング実施売場と取引口座を開設すること。尚、「6. (1) 平成 31 年 (2019 年) 6 月 12 日~27 日 (16 日間)」においては、テストマーケティング実施売場と出品事業者との直接取引となる。
- ⑤ 「6. (2) 平成 31 年 (2019 年) 8 月 14 日~27 日 (14 日間)」および「6. (3) 平成 32 年 (2020年) 1月10日~2月9日 (31 日間)」における売上は、テストマーケティング実施売場が一括して受託者の口座に振込み、受託者は、入金を確認後、各出品事業者に販売金額を支払うこと。尚、その際の受託者から事業者への振込手数料は受託者負担とする。また、受託者は、テストマーケティング実施売場から受託者への入金明細、受託者から各出品事業者への支払明細及び各出品事業者別販売実績を公社に提出し、入出金金額の確認を得ること
- ⑥ 「6. (2) 平成 31 年 (2019 年) 8 月 14 日~27 日 (14 日間)」および「6. (3) 平成 32 年 (2020年) 1 月 10 日~2 月 9 日 (31 日間)」における委託商品の掛率は、テストマーケティング実施売場と公社との間で予め同意された掛率で運用することとし、受託者は販売手数料を別途徴収しないこと
- (3) 調査兼販売員の事前の接客研修、商品知識研修、売場派遣及びシフト管理業務
- ① 接客研修は、調査兼販売員がテストマーケティング実施売場で定められた販売規定等

に基づいた接客販売を行えるように実施すること。なお、テストマーケティング実施 売場において、販売員等向け研修の受講が実施される場合には、テストマーケティン グ実施売場の指示に従い受講すること

- ② 商品知識教育は、調査兼販売員が顧客に効果的に商品提案ができるように、商品の製作者・技術等の背景知識も含めた商品知識を習得させること。なお、対象となる商品は、テストマーケティング対象商品のほか、売場で取扱う「東京手仕事」支援商品のすべてとし、両者の違いを調査兼販売員が理解した上で売場対応できるように教育すること
- ③ 売場派遣及びシフト管理は、後述「6. 売場及び FGI 運営」に記載の人数及び体制を実現する調査兼販売員の売場派遣およびシフト管理を行うこと。尚、調査兼販売員は、調査経験を有する者を手配すること
- (4) 各種定量分析、店頭調査及び定性調査 (FGI) 業務 以下の各項目について実施すること。なお、受託者は、公社と協議の上、事前に調査 実施内容の了承を得ること
- ① 来場顧客動向及び販売レポーティング (週次・期間全体)
- ② 曜日別、時間別及び週別購入動向分析
- ③ 売上データと顧客属性の POS 分析

⑤ 購入用途分析

- ④ 購買商品カテゴリー・商品特性と実際の顧客属性(デモグラフィック)との相関分析 相関分析にあたっては、購入者の国籍も考慮すること
- 目的買い・衝動買い比率、自分用・贈答用等購入用途、その他購入目的等調査・分析
- ⑥ コンバージョンレート分析 来店者に対して、商品購入者数・購入率の調査・分析
- ① 店頭及び FGI 等における新商品の改善や販売アップに繋がるお客様の声の収集・分析 なお、新商品の改善事項に繋がるデータとして、お客様の声(定性データ)の他、色 柄、サイズ、使い勝手、デザイン、価格及びその他改善項目等を収集し、消費者イン サイトの発見・分析を行うこと
- ⑧ FGI の実施による調査・分析
 - 各テストマーケティング期間中に、「6. 売場及びFGI運営」記載のFGI を開催し、以下の各項目に基づき、テストマーケティング対象商品に対する消費者の感想・意見、特に非購入理由を調査分析すること
 - (ア)伝統工芸品関心層・潜在顧客を FGI 各回につき 6 名選出すること。選定にあたっては、伝統工芸品に関心のある消費者や過去に伝統工芸イベントでのワークショップに参加したことのある消費者等を調査パネルによりスクリーニングすること。なお、スクリーニング後、6 名に満たなかった場合は、バイヤーや販売スタッフ等の売り手サイドで伝統工芸品に知見のある業界スタッフの参加も可とする。ただし、「6.(3)平成32年(2020年)1月10日~2月9日(31日間)」に実施する中国

人または台湾人を対象としたFGI については、上述のスクリーニングは不要とし、 FGI 対象者として適当な6名を選出すること

- (イ)指定セグメント (F3, M3, 中国人または台湾人) 毎に FGI を各回 2 時間程度運営 実施すること
- (ウ)最寄りの適切な FGI 会場を手配すること
- (エ)モデレーターとして、伝統工芸品に関する FGI 進行の経験を有し、モデレーター 経歴 5 年以上の経験を有する者を手配すること
- (オ)FGI 会場でのドリンク類や名札、謝礼等を手配すること。なお、謝礼は、参加者一人当たり5千円とし、座談会終了後、参加者に手交すること

(カ)FGI の実施内容 (フロー):

1	趣旨説明
2	自己紹介
3	東京の伝統工芸品に関する非助成・助成想起別認知度、イメージの聴収
4	東京の伝統工芸品に関する関心・非関心商品の選定及び理由の聴収
5	「東京手仕事」プロジェクトの趣旨説明及び事業評価・意見の聴収
6	テストマーケティング対象商品の評価の聴収
7	テストマーケティング対象商品に関する関心・非関心商品の選定及び理由の聴収
8	パッケージの評価・改善提案の聴収
9	その他意見・要望の聴収

(5) 報告書作成業務

- ① 報告書には、本項「5.テストマーケティング業務委託内容」、及び「6.売場及びFGI運営」の各実施項目について漏れなく、実施内容、調査結果及び考察等を記載すること
- ② 報告書には、テストマーケティング対象商品についての定量・定性データ両方を総体的に分析して得られた商品改善及び最適販売手法の方向性の提案を盛込むこと
- ③ 報告書には、テストマーケティング対象商品及び実施売場で併売した「東京手仕事」 支援商品を製作する全事業者から得た本テストマーケティング事業に対する満足度 (大変満足・満足・不満・大変不満)及び評価コメントを記載すること
- ④ 報告書は、Word にて原則 A4・400 字詰め原稿用紙 100 ページ以上(写真、グラフ及びタイトルページは文字数に含めない)とし、記録写真や集計グラフ等を十分に用いて視覚的にも分かりやすくまとめること
- ⑤ 報告書は、各テストマーケティング終了後、後述「6. 売場及び FGI 運営」に記載の締切日までに公社に提出すること
- ⑥ 調査結果の集計方法を含めた報告書記載事項については、受託者と公社で協議の上、 最終的に決定する

6. 売場及び FGI 運営

以下の(1)~(3)の各期間中、記載内容に基づき、売場及びFGI の運営を行うこと

(1) 平成 31 年 (2019 年) 6月 12日~27日 (16日間)

場所	日本橋三越本店 本館 5 階 催事スペース (60 ㎡程度を想
*M()	定)(別紙2参照)
営業時間	10:00-19:00
	複数名でシフト
調査兼販売員	常時、店頭で調査、接客及び販売を行うこととし、繁忙時
	間帯である 13:00~18:00 は複数名体制とすること
売場スペース費用	受託者からの支払いは不要
	当該店舗ウェブ上での告知
	公社が管理する「東京手仕事」SNS アカウント (Facebook、
	Twitter 及び Instagram)における告知
プロモーション	Facebook 広告 (最低 5 日以上の広告とし、店舗誘導に資す
	るセグメントを行うこと)
	プレスリリース(200以上の TV、雑誌、新聞、インターネ
	ット等のメディア)
	・テストマーケティング期間中の実演・ワークショップの
	運営・管理を行うこと
	・期間中のコアタイム(13:00~17:00)において、実演ま
	たはワークショップを売場及び公社と調整の上、18人日
	程度の事業者(職人)により実施すること
実演・ワークショップ運営	・事業者の手配・管理を行うこと。尚、事業者に対する謝
	金の支払いは公社にて行うものとする。
	・ワークショップの申込管理は、「PeaTiX(ピーティック
	ス)」(Orinoco 株式会社提供サービス)を利用し、事前
	予約申込みページを作成して行うこと
	・実演台、備品及び什器等の手配を行うこと
FGI	F3 層対象 (6 名) に 1 回
101	※期間中またはその前後2週間程度のうちで実施すること
報告書提出期限	平成 31 年(2019 年)8 月 13 日
·	

(2) 平成 31 年 (2019 年) 8月 14日~27日 (14日間)

場所	大丸東京 9 階 催事スペース (50 ㎡程度を想定) (別紙 3 参照)
営業時間	10:00-20:00 (木・金21:00まで)
泗水 米匹 丰昌	複数名でシフト
調査兼販売員	日本語、英語及び中国語のうち、日本語を含む2か国語以

	上に対応できる体制でシフトを組み、常時、店頭で調査、
	接客及び販売を行うこととし、繁忙時間帯である 13:00
	から 19:00 までは複数名体制とすること
売場スペース費用	受託者からの支払いは不要
	当該店舗顧客へのメールマガジン配信(5,000 先以上)、ア
	プリ会員への告知
	チラシ制作・配布 5,000 部(公社が指定する都内 10 か所
	程度に納品)
	当該店舗ウェブ上での告知
	大丸東京店館内デジタルサイネージ(3 か所)での告知
	① エレベータ横 15 インチ横型/2 週間
プロモーション	② 60 インチ横型/30 秒/2 週間
	③ 16 面ディスプレイ(縦 3m×5m)/30 秒/2 週間
	公社が管理する「東京手仕事」SNS アカウント (Facebook、
	Twitter 及び Instagram)における告知
	Facebook 広告 (最低 5 日以上の広告とし、店舗誘導に資す
	るセグメントを行うこと)
	プレスリリース(200 以上の TV、雑誌、新聞、インターネ
	ット等のメディア)
	・テストマーケティング期間中の実演・ワークショップの
	運営・管理を行うこと
	- ・期間中のコアタイム(13:00~17:00)において、実演ま
	たはワークショップを売場及び公社と調整の上、18人日
	程度の事業者(職人)により実施すること
	・事業者の手配・管理を行うこと。尚、事業者に対する謝
 実演・ワークショップ運営	金の支払いは公社にて行うものとする。
	・実演・ワークショップについての情報はチラシ等に入れ
	ること
	~~~  ・ワークショップの申込管理は、「PeaTiX(ピーティック
	ス)」(Orinoco 株式会社提供サービス)を利用し、事前
	予約申込みページを作成して行うこと
	・実演台、備品及び什器等の手配を行うこと
FGI	M3 層対象(6 名)に1回
+0.4	※期間中またはその前後2週間程度のうちで実施すること
報告書提出期限	平成 31 年(2019 年)10 月 10 日

(3) 平成 32 年 (2020 年) 1月 10日~2月9日 (31日間)

	CIMIZA CIV F 階 ー カフカノル シュ、内 関東フ ペ
場所	GINZA SIX 5 階 マークスタイルトーキョー内 催事スペー
W W = L HH	ス(15 ㎡程度を想定)(別紙 4 参照)
営業時間	10:30-20:30
	在日中国人スタッフを含む複数名でシフトを組むこと
調査兼販売員	日本語、英語及び中国語の3か国語に対応できる体制でシ
	フトを組み、常時、店頭で調査、接客及び販売を行うこと
売場スペース費用	受託者からの支払いは不要
	GSIX カード会員向け DM (1,000 名以上)
	チラシ制作・配布 5,000 部 (公社が指定する都内 10 か所
	程度に納品)
	GINZA SIX 館内デジタルサイネージでの告知
	GINZA SIX 館内コルトン広告(6 階 1 か所)
	テストマーケティング売場による告知(紙・WEB メディア
	への直接プロモート及び SNS による情報配信)
プロモーション	当該店舗ウェブ上での告知
	公社が管理する「東京手仕事」SNS アカウント (Facebook、
	Twitter 及び Instagram)における告知
	Facebook 広告 (最低 5 日以上の広告とし、店舗誘導に資す
	るセグメントを行うこと)
	プレスリリース (200 以上の TV, 雑誌、新聞、インターネ
	ット等のメディア)
	・春節2週間前に生放送アプリ「一直播」により、2時間
	   程度、売場の中継放送を実施し、在日中国人または在日台
	   湾人インフルエンサーによるテストマーケティング対象
	   商品の紹介・解説及び実演職人とのトークを行うこと
インフルエンサーマーケ	  ・「一直播」による中継放送は、「微博」フォロワー20 万以
ティング	上のアカウントにより同時生中継し拡散すること
	│ │・紹介・解説を行うインフルエンサーは、Twitter フォロ│
	   ワー数 2 万以上かつ「微博」フォロワー数 10 万以上のタ
	レントまたは著名人とする。
	・上述のインフルエンサーマーケティング実施時におい
	て、売場及び公社と調整の上、2 事業者(職人)による
	実演を実施すること
実演・ワークショップ運営	・事業者の手配・管理を行うこと。尚、事業者に対する謝
	金の支払いは公社にて行うものとする。
	・実演台、備品及び什器等の手配を行うこと
FGI	中国人または台湾人対象(6名)1回
	1 ED CONTROL OF THE TENT OF TH

	※期間中に実施すること
報告書提出期限	平成 32 年(2020 年)3 月 9 日

## 7. 応募参加資格

次に揚げる要件を全て満たす者であること

- (1) 東京都における平成 31・32 年度 (2019・2020 年度) 物品買入れ等競争入札参加資格者であり、「営業種目 120 催事関係業務」及び「営業種目:125 市場調査・補償鑑定関係調査業務」の両方に登録があり、ともに「C」以上に格付けされているものであること
- (2) 伝統工芸品或いはそれに類する商品について、百貨店・商業施設における催事、イベント、販売会等の企画運営の実績がある、または、現在、自社でセレクトショップを運営しており、且つどちらの場合においても、テストマーケティング業務(上述の「3. テストマーケティングの定義」による定義)の実績を有していること
- (3) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと
- (4) 東京都暴力団排除条例(平成23年3月18日東京都条例第54号)に定める暴力団関係 者または東京都が東京と契約関係暴力団等対策措置要綱第5条第1項に基づき排除措 置期間中の者として公表した者(ただし、排除措置期間中に限る)でないこと

### 8. 契約期間

契約確定日の翌日から平成32年(2020年)3月9日まで

#### 9. 履行場所

公社が指定する場所

## 10. 所有権・著作権等の帰属

本仕様書に記載されている委託業務(仕様内容)に関して、受託者が作成、収集したすべての成果物(最終成果物だけでなく製作途中の素材等も全て含む)の所有権及び全ての著作権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む)は、公社に帰属する。又、受託者は全ての成果物に関し、公社及び公社が許諾した第三者に対し著作者人格権を行使しないものとする。

#### 11. 再委託の取扱い

この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

## 12. 契約事項の遵守・守秘義務

- (1) 本契約業務の実施に当たっては、条例、規則、関係法令を十分に遵守するほか、契約書に記載の事項に従って処理すること
- (2) 本契約業務の履行により知り得た個人情報は公社の保有個人情報であり、その取り扱

いについては、「個人情報に関する特記事項」(別紙5参照)を遵守すること

## 13. 暴力団等排除に関する特約条項

暴力団等排除に関する特約条項(別紙6参照)に定めるところによる。

## 14. 環境に良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年都条例第 215 号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に務めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること

#### 15. 契約情報の公表

公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」 に基づき、特定契約(官公庁との契約や競争入札に適さない契約等)のすべて及び契約 金額が250万円以上の契約案件を以下のとおり公表いたします。

## (1) 公表項目

契約方法 (競争・独占・緊急・少額または特定の区分別)、契約種別 (工事・委託・物品等の区分別)、契約相手方の名称、契約金額

#### (2) 公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年1回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表いたします。

なお、公表の趣旨にご賛同いただけない場合は契約締結後 14 日以内に、文書にて同意 しない旨申し出ることができます。

#### 16. 支払い方法

履行確認後、適法な支払請求書を提出した日から 30 日以内に指定口座に払い込むものとする。

## 17. その他

- (1) この仕様書に疑義が生じた場合は、その都度、公社と協議し定めることとする。
- (2) 契約金額には、本仕様書に定めるもののほか、本業務の履行に必要となる一切の経費を含む。

## 18. 担当

(公財) 東京都中小企業振興公社 総合支援部 城東支社 國分

〒125-0062 東京都葛飾区青戸 7-2-5

電話: 03-5680-4631 FAX: 03-5680-0710